

ジェネリック医薬品

差額通知を送付

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方へ

現在処方されている薬をジェネリック医薬品へ切り替えられた場合、自己負担額がどれくらい軽減できるかがわかるお知らせをお送りします。ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間終了後に製造されるため、先発医薬品と比べ安価ですが、有効性や品質、安全性は同等です。医療の質を落とさず自己負担を軽くするとともに医療費の抑制につながりますので、ジェネリック医薬品のご利用をご検討ください。

【対象となる方】国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度の被保険者のうち、生活習慣病等の医薬品が処方されている方

【送付時期】国保・毎月下旬※同じ方に数か月の間隔を空けて複数回送付することがあります。

【注意事項】後期高齢者医療：12月中旬

○すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。○症状などにより処方できない場合があります。

○切り替えをご希望の場合には、必ず医師・薬剤師にご相談ください。

○国保医療保険課医療係 係 (3647)8516 (3647)8443 FAX(3647)8443

通知サポートデスク(平日午前9時～午後5時)※差額通知を受け取った方専用 (0120)433400

【後期高齢者医療】東京都後期高齢者医療広域連合保健事業・医療費適正化係 (3222)4507

通知サポートデスク(発送日の翌日(12月中旬)～1月31日(金)の平日午前9時～午後5時) ※12月28日～1月5日を除く (0120)601494

年金生活者支援給付金制度

請求手続きをお早めに

給付金の対象となる方には、9月以降順次、日本年金機構から年金生活者支援給付金請求書が送付されました。請求書の提出が1月以降になると、請求した月の翌月分からお支払いとなりますので、速やかな請求手続きをお願いします。

- 【対象となる方】
- ①老齢基礎年金を受給している方で次のすべての要件を満たしている方
 - 65歳以上である
 - 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
 - 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で前年の所得額が約462万円以下の方

※日本年金機構や厚生労働省から、口座番号を聞いたり、手数料などを求めることはありませんので、不審な電話や案内にご注意ください。

【年金生活者支援給付金制度の問合せ先】給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092、江東年金事務所 ☎3683-1231、FAX3681-6549

☎区民課年金係 ☎3647-1131、FAX3647-9415

江東区のおふるさと納税

さまざまな事業へ活用

募集中

区では、「こうとう伝統と未来の応援寄附金」として、区内・区外を問わず皆さんからご寄附をいただいています。昨年度は1千2百万円を超えるふさと納税の寄附をいただきました。いただいた寄附は、活用事業である「無料学習支援教室」、「がんの夜間相談窓口」、「障害者スポーツフェスタこうとう」をはじめ、小学校や子ども家庭支援センターの運営等、ご指定の目的に沿った事業に活用しました。今後とも、江東区の施策へご賛同を、お待ちしております。

【寄附金の使途に関するお問い合わせ先】財政課予算担当 ☎(3647)1760 (3647)9345

【課税課課税係】 ☎(3647)8093 (3647)4822

整骨院・接骨院にかかるとは

医療保険適用に正しい理解を

肩こりや原因のはっきりしない負傷などは適用外

整骨院等で、保険証を使って施術が受けられるのは、外傷性のけがの場合に限られます。

【保険が使える場合】

- 骨折と脱臼(医師の同意がある場合)
- 捻挫、打撲、肉離れ、骨折・脱臼の応急手当
- 疲労性・慢性的な肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善が見られない長期の施術

【保険が使えない場合】

- 同じ負傷について保険医療機関で治療中の場合
- 労災保険等が適用される負傷等

【治療を受けるときの注意】

- 「治療費を支払うときの注意」の領収証は必ず受け取る。
- 柔道整復術療養費支給申請書は内容をよく確認して署名する※代筆も可能(捺印が必要)。

【アンケート調査にご協力を】

柔道整復師が施術を受けた方に代わって保険請求を行う「受領委任」という方法での請求が認められています。適正な保険請求がされているかを確認するため、施術を受けた方を対象にアンケート調査を行っています。

ご自宅にアンケート調査票が届いた場合は、わかる範囲で記入いただき返信をお願いします。

医療保険課係 ☎(3647)3168 (3647)8443 FAX(3647)8443

【治療を受けるときの注意】

住所変更・印鑑登録等

区内8か所の出張所で手続きが可能

引越しが多くなる年末年始の時期は、区役所本庁舎の区民課窓口が混雑し、手続終了までに長時間かかります。住所変更や印鑑登録等は、区内8か所の出張所でも手続きできますので、お近くの出張所をご利用ください。

水曜延長窓口・日曜窓口(本庁舎・豊洲特別出張所)

区役所本庁舎と豊洲特別出張所では、毎週水曜に午後7時まで窓口受付を行っています。

取扱いできる主な業務は表1のとおりです。取扱いできない業務もありますので、必要書類等詳細は、区ホームページをご覧ください。また、毎月原則第2日曜午前9時～午後4時も開庁しています。

※取扱業務が限定されます。詳細は区ホームページをご確認ください。

※水曜延長窓口は、祝日や年末年始の閉庁日には行いません。

【出張所・豊洲特別出張所の所在地および利用時間、問合せ先】

表2のとおり

【閉庁日】土・日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

☎(3647)3162 (3647)9206 FAX(3647)9206

表2 出張所・豊洲特別出張所の所在地および利用時間

①出張所(所在地)	電話
【利用時間】平日8:30～17:00	
白河出張所(白河1-3-28 深川江戸資料館内)	☎3642-4456
富岡出張所(富岡1-16-12)	☎3642-8306
小松橋出張所(扇橋2-1-5)	☎5606-5581
亀戸出張所(亀戸2-19-1 カメラアプラザ1階)	☎3683-3734
大島出張所(大島4-5-1 総合区民センター2階)	☎3637-2451
砂町出張所(北砂4-7-3)	☎3644-2181
南砂出張所(南砂6-8-3)	☎3640-5355
②豊洲特別出張所(所在地)	電話
【利用時間】平日8:30～17:00(水曜は19:00まで、原則第2日曜(令和2年3月は第5日曜)9:00～16:00)	
豊洲特別出張所住民係(豊洲2-2-18豊洲シビックセンター3階)	☎3531-6316

表1 出張所・豊洲特別出張所の主な取扱業務

①出張所での主な取扱業務
○住所変更(転入・転出・転居・世帯変更届)※1
○印鑑登録・印鑑登録証明書
○住民票・課税証明書(税の申告をしている方)・非課税証明書
○戸籍の証明(戸籍謄本・抄本・附票の写し)の交付
○国民健康保険の届出
○国民年金の届出の受付
○母子手帳の交付(保健所・保健相談所でも交付できます)
②豊洲特別出張所での主な取扱業務・問合せ先
○出張所で行っている業務
○戸籍の届出(婚姻届・出生届など)※2
○豊洲特別出張所戸籍係 ☎5859-0069
○児童手当・子ども医療費助成に関する手続き※3
○子ども家庭支援課係 ☎5859-0165

※1:外国人が国外から転入した場合や、新たに中長期在留者の資格を取得した場合の手続きは、区役所(区民課住民記録係)のみになります。

※2:離婚や養子縁組の届出等および外国人の方の届出は、区役所(区民課戸籍係)のみになります。

※3:児童扶養手当や特別児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成は、区役所(子ども家庭支援課係)のみになります。